

水道料金改定のお知らせ

「安心して暮らせる快適のまちづくり」の実現に向けて、
水道料金の改定を令和3年6月検針分から実施いたします。

平成25年度の奈良県営水道からの受水料金引き下げに伴う値下げ以来で、市単独としては、昭和11年2月の給水開始以来、86年目にして初めての値下げ実施となります。一般家庭での平均的な水道料金では、およそ5%の引き下げ率となります。

【改定の内容】

水道料金は、「基本料金」と「従量料金」で構成されます。今回の改定では、「基本料金」は据え置き、「従量料金」の区分を下記の表のとおり改定します。

【改定の時期】

新しい水道料金は、令和3年6月検針分(4月ご利用分)から適用されます。

※2か月の使用水量1m³について表記しています。

使用水量区分 (従量料金)	改定前の 料金単価	改定後の 料金単価	◎ポイント
1m ³ から20m ³ 以下	160円	145円	6つある使用水量区分のうち、使用水量区分の低い方から3区分を、段階的に値下げします。これにより、特に一般世帯がご利用される水道料金を、平均で約5%引き下げることができます。
20m ³ を超え40m ³ 以下	200円	190円	
40m ³ を超え100m ³ 以下	250円	245円	
100m ³ を超え200m ³ 以下	340円	340円	
200m ³ を超え8,000m ³ 以下	460円	460円	
8,000m ³ を超える部分	260円	260円	

○具体的には、どれくらい水道料金が下がるの？(2か月分の料金：口径20mm、税抜き)
例として、2か月で48m³使用された場合の計算式が次の表となります。
改定後の料金では、改定前と比較して、**540円値下げ**されていることが分かります。

【改定前】

基本料金	口径20mm	1,080円
従量料金	$(160円 \times 20m^3) + (200円 \times 20m^3) + (250円 \times 8m^3) =$	9,200円
合計		10,280円

【改定後】

基本料金	口径20mm	1,080円
従量料金	$(\mathbf{145円} \times 20m^3) + (\mathbf{190円} \times 20m^3) + (\mathbf{245円} \times 8m^3) =$	8,660円
合計		9,740円

減額分
540円
(-5.3%)

※実際の支払いの時には、上記の料金に、消費税及び地方消費税が加算されます。

また、下水道を使用している家庭は、下水道料金も必要です。

◎お問い合わせ先 お客様センター (代表) 0745-52-1365 ※平日の午前8時30分～午後5時15分